

電気通信事業法第38条の2の規定に基づく届出に 関する情報の整理・公表について

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

- 電気通信事業法第38条の2に基づき第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について届出を行う。
- 電気通信事業法第39条の2に基づき、一種指定事業者又は二種指定事業者が提供する卸電気通信役務について、上記で提出された**届出内容を総務大臣が整理・公表**することとされている。

(1) 届出対象となる卸役務と届出事項

（施行規則第25条の7）

- 1) 役務表の区分※の単位で、「提供する卸役務」を届出。

※ 役務表の区分：施行規則様式第4）。現在、電気通信事業の登録・届出時に、提供する電気通信役務を申請させる区分

- 2) 届出事項は、氏名・住所等のほか、卸役務の提供の**業務の開始日、業務区域**等。

(2) 更に詳細な届出を義務付ける卸役務と届出事項

（施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2）

公正競争を確保する必要性が高い卸役務のうち、**不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者**に対する卸役務について、詳細な届出を義務付けられている。

二種指定事業者	事業者名
携帯電話又はBWAアクセスサービスに関する卸役務（通信モジュール向けを除く）であって、以下のいずれかの者に提供するもの（25条の7）	<input type="radio"/> NTTドコモ <input type="radio"/> ソフトバンク <input type="radio"/> KDDI <input type="radio"/> 沖縄セルラー電話
(25条の7第1項第1号第4号)	
①特定関係法人（5万回線以上の卸先）	<input type="radio"/> NTTドコモ、 <input type="radio"/> KDDI
②50万回線以上の卸先	

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

届出のあった事業者

（電気通信事業法施行規則第25条の7）

名称	(株)NTTドコモ	KDDI(株)	沖縄セルラー電話(株)	ソフトバンク(株)
住所	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	沖縄県那覇市松山一丁目2番1号	東京都港区東新橋一丁目9番1号
代表者	代表取締役社長 吉澤 和弘	代表取締役社長 田中 孝司	代表取締役社長 湯浅 英雄	代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

主な届出事項

各社が届出を行っている事項は、次のとおり。

主な届出項目	主な届出内容		
	提供する電気通信役務	役務の種類ごとの業務区域	
		NTTドコモ KDDI ソフトバンク	沖縄セルラー電話
提供する電気通信役務	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話（3.9世代移動通信システムを使用するもの） ● 携帯電話（3.9世代移動通信システムを使用するもの以外のもの） ● 携帯電話・PHSアクセスサービス ● 3.9 - 4世代携帯電話アクセスサービス 	全国	沖縄県
提供する業務区域			

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

詳細な届出のあった事業者

（電気通信事業法施行規則第25条の7第1項第4号）

名 称	株式会社NTTドコモ
卸先事業者 （卸先事業者が提供を受ける電気通信役務）	(1)A社 （音声伝送役務、データ伝送役務）
	(2)B社 （音声伝送役務、データ伝送役務）
	(3)C社 （音声伝送役務、データ伝送役務）

（参考）電気通信事業法施行規則第25条の7の2に基づく届出を受けた公表約款は、次のとおり。

公表約款（URL）	http://www.soumu.go.jp/main_content/000446711.pdf
-----------	---

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

主な届出事項	主な届出内容等	備考
<p>役務に関する料金</p>	<p>提供形態はFOMA4種類、Xi4種類あり、音声通話が使えるか、データ通信のみか、帯域幅課金か回線数単位か等によって、基本使用料・通信料の設定料金が異なる。</p> <p>○通信料（割引前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声通信料 契約プランによって異なるが、それぞれ30秒ごとの料金が設定されている。 ・データ通信料 契約プランによって異なるが、利用パケット数に応じた料金が設定されている「従量課金型」と10Mbpsごとに月額料金が設定されている「帯域幅課金型」がある。 ・SMS通信料 契約プランによって異なるが、それぞれ通信回数ごとの料金が設定されている。 <p>○基本使用料（割引前）</p> <p>従量課金型：利用可能な通信種別（音声・SMS利用可否）、無料通信分の多寡により、幅広く設定されている。（月額510円～13,200円）</p> <p>帯域幅課金型：月額101円</p> <p>○業務支援システム</p> <p>業務支援システムのうち、端末・回線ごとに月額利用料金が設定されている。利用する端末台数や回線数は、MVNO事業者における業務支援システムの利用方法等に依存する。</p> <p>○その他</p> <p>網改造料や手続に関する料金について届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「接続約款の規定に準じて算定」することとなっている。 ・手続に関する料金について、「契約事務手数料」「名義変更手数料」「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料」について定められている。 	<p>○通信料</p> <p>届出のあった事業者間で同一金額となっている。</p> <p>（接続約款に規定されるデータ通信料は、10Mbpsごとに月額料金が設定されている。（卸料金における帯域幅課金型プランと金額は同じ。））</p> <p>※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備（交換設備）をNTTドコモの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なる。</p> <p>○基本使用料</p> <p>届出のあった事業者間で同一金額となっている。（接続約款には、帯域幅課金型のみ規定がある。帯域幅課金型：月額101円。）</p> <p>○業務支援システム</p> <p>届出のあった事業者間で同じ条件で使用する場合、同一の月額利用料金となっている。（接続約款においては、卸約款同様、業務支援システムの利用は個別契約となっており、金額は記載されていない。）</p> <p>○その他</p> <p>届出のあった事業者間で同一金額となっている。（網改造料については、接続約款と卸約款で差異はない。）（手続に関する料金について、接続約款では契約事務手数料相当の手続費の額及びその他手数料相当の手続費として算出式（手続費＝作業単金×作業時間）並びに作業単金を定めている。）</p>

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

主な届出事項	主な届出内容等	備考
提供電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	(なし)	届出のあった卸先事業者間で違いはない。 (接続約款上も該当する条項はない。)
工事に係る費用負担	<p>○工事費 実費</p> <p>○立会費 接続約款に規定する立会費に係る手続費の額と同様</p>	<p>○工事費 届出のあった事業者間で同一金額となっている。 (接続約款は「工事費＝作業単金×作業時間」と規定され、作業単金の額も規定されている。)</p> <p>○立会費 届出のあった事業者間で同一金額となっている。 (接続約款は、「立会費＝工事費の作業単金×立会いに要する時間」と規定されている。)</p>
その他重要な提供条件・関連業務	<p>○USIM(SIM)カードの貸与に係る費用 1枚ごとの料金が設定されている。</p> <p>○その他 音声サービスに関して、迷惑電話おことわり機能等付加機能が定められている。</p>	<p>○USIM(SIM)カードの貸与に係る費用 届出のあった事業者間で同一金額となっている。 (接続約款と卸約款で差異はない。)</p> <p>○その他 届出のあった事業者間で同一金額となっている。 (接続約款に音声サービスに係る付加機能に関する記述はない。)</p>

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

詳細な届出のあった事業者

（電気通信事業法施行規則第25条の7第1項第4号）

名称	KDDI株式会社
卸先事業者 （卸先事業者が提供を受ける電気通信役務）	(1)A社 （音声伝送役務、 データ伝送役務（帯域幅課金型LTEレイヤ2接続・回線卸）
	(2)B社 （音声伝送役務、データ伝送役務（帯域幅課金型LTEレイヤ2接続）

主な届出の内容と接続約款等との比較は、次のとおり。

主な届出事項	主な届出内容	備考
役務に関する料金	<ul style="list-style-type: none"> ○通信料 <ul style="list-style-type: none"> ・音声通信料 30秒ごとの料金が設定されている。 ・データ通信料 <ul style="list-style-type: none"> <帯域幅課金型LTEレイヤ2接続> 10Mbpsごとに月額料金が設定されている。 <回線卸>料金は利用パケット数に応じた料金が設定されている。 ・SMS通信料 通信回数ごとの料金が設定されている。 ○基本使用料 <ul style="list-style-type: none"> <帯域幅課金型LTEレイヤ2接続> データ通信のみの場合、音声とデータの場合それぞれ1契約ごとの月額料金が設定されている。 <回線卸>契約形態によって異なるが、1契約ごとの月額料金が設定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通信料 届出のあった卸先事業者間で同一金額となっている。 （接続約款に規定するデータ通信料は、10Mbpsごとに月額料金が設定されている。（卸料金と金額は同じ。）） ※接続約款に規定する音声通信料・SMS通信料は、接続事業者の電気通信設備（交換設備）をKDDIの回線設備に接続して役務提供を行う場合のものであり、卸電気通信役務の提供形態とは異なる。 ○基本使用料 帯域幅課金型LTEレイヤ2接続に関して、届出のあった卸先事業者間で、使用する機能が同一の場合、同一の金額となっている。 （帯域幅課金型LTEレイヤ2接続については、接続約款に、MVNO回線管理機能として、1契約ごとの月額料金が定められている。）

電気通信事業法第38条の2による届出（二種指定事業者による卸役務）の概要

主な届出事項	主な届出内容	備考
提供電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	なし	届出のあった卸先事業者間で違いはない。 (接続約款上も該当する条項はない。)
工事に関する費用負担	工事費は実費とされている。	届出のあった卸先事業者間で違いはない。 (接続約款の工事費は、1時間単位の作業単金が設定され、「工事費＝作業単金×作業時間」であると規定されている。)
その他重要な提供条件・関連業務	<p>○auIC(SIM)カード一時金 auIC(SIM)カードの料金は1枚ごとに設定されており、カードの種類によって料金が異なっている。</p> <p>○網改造料 月額で料金設定されている。 最初の5年間と6年目以降の金額が異なる。</p> <p>○業務支援システム 設備それぞれに月額料金が設定されており、どの設備を貸与するかは契約内容による。</p> <p>○契約者回線の開通等に関する手続 1登録ごとの料金が規定されている。</p> <p>○その他 時報サービスや三者通話機能等、ユーザー約款に規定されているオプション機能が定められている。</p>	<p>○auIC(SIM)カード一時金 届出のあった卸先事業者間で同種のカードの場合、同一の金額となっている。 (接続約款では、種類ごとの料金設定はされておらず、1枚ごとに料金設定されている。カードの費用の一部はMVNO回線管理機能に係る料金額に含まれるとされている。)</p> <p>○網改改造料 届出のあった卸先事業者間で、契約内容と金額が異なっている。 (接続約款では、接続用設備の設置又は改修及び接続用ソフトウェアの開発によって、実費となっているか、減価償却費等を勘案して算出された金額とされている。)</p> <p>○業務支援システム 届出のあった卸先事業者間で同種の設備を使用する場合、同一の金額となっている。 (接続約款では、業務システムの貸出しは個別契約となっており、金額は記載されていない。)</p> <p>○契約者回線の開通等に関する手続 届出のあった卸先事業者間で同一の金額となっている。 (接続約款に該当する規定は無い。)</p> <p>○その他 届出のあった卸先事業者によって、契約するオプション機能に違いがある。</p>